



東濃西部



消費生活相談のあれこれ

NO.1

発行：東濃西部広域行政事務組合

無料と思ったのに・・・

『無料と書かれていたアダルト動画を見ようと「18歳以上」という年齢確認ボタンをクリックしたら「登録ありがとうございます。請求金額 99800 円」という画面が突然表示された』という相談事例が多発しています。インターネットでの契約は消費者がわかるような確認画面を経なければならないという決まりがあります。このような事例は、ワンクリック請求と言われ、支払う必要はありません。パソコンだけでなく、最近流行のスマートフォンでも起こっています。退会しようと連絡してしまうと、個人情報相手が伝わってしまうので危険です。絶対に相手にしないようにしましょう。

ほんとーに こんな相談ありました



電話でマンション投資を勧誘された。

つい話を聞いてしまい、会うことになった。上手な話に疑いながらも契約した。その後も次々と勧められ、4室5400万円の契約をした。ほぼフルローンである。最近、そのマンションには価値がないことを知り、リスクが高い投資であったことに気が付いた。

アドバイス

勧誘の対象は高額所得者や公務員が多いです。威圧的な態度で話すことも多く、常識的な対応を望むことは難しいです。はっきり断り、話の途中でも電話を切る勇気も必要です。困ったら消費生活相談窓口へ。

10月の新規相談件数

訪問販売 ■■■■	4
電話勧誘販売 ■■■	3
通信販売 ■■■■	5
利殖商法 ■	1
多重債務	0
架空請求 ■■■■	4
その他 ■■■■■■	7

電話勧誘でトラブルが発生した場合、言った言わないの話となり、立証が困難です。うまい話ばかり信じず、慎重に契約しましょう。